

## 鳥取県射撃環境改善事業補助金交付要綱

	平成25年3月27日第201200201268号
一部改正	平成26年3月31日第201300202547号
一部改正	平成29年5月8日第201700030439号
一部改正	平成30年4月1日第201700294505号
一部改正	平成31年3月26日第201800356043号
一部改正	令和4年3月30日第202100322630号
	鳥取県生活環境部長通知

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県射撃環境改善事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、射撃技能の向上対策や射撃を行う環境の改善に係る取組に必要な経費の一部を助成することで、野生鳥獣の保護管理対策に欠かすことのできない猟銃を使用して鳥獣を捕獲する有資格者を育成、確保し、野生鳥獣の保護管理の推進と自然環境の保全を図ることを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「対象事業」という。）について、次に掲げる市町村に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

(1) 対象事業を行う市町村

(2) 別表第2欄に掲げる者に対し、その者が行う対象事業（以下「間接補助事業」という。）に要する同表の第3欄に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（間接補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表の第4欄に定める率を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する市町村

2 本補助金の額は、補助対象経費の額に同表の第5欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内業者への発注に努めなければならない。

### (交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む間接補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

### (交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された

場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。) から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(間接交付の条件)

第6条 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、第3条第1項に規定する間接補助金(以下単に「間接補助金」という。)を交付するときは、間接補助事業者に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定(これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。)に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条(第4項を除く。)、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	補助事業者が定める
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金の増額以外の変更とする。  
2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(間接的な変更等の承認)

第8条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。  
2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。  
3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の別に定める変更等を定めるに当たっては、間接補助事業ごとに本補助金の増額を伴う変更並びに間接補助事業の中止及び廃止を定めてはならない。

(指示等の報告)

第9条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第10条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。  
(1) 規則第17条第1項第1号(以下「実績報告」という。)又は第2号の場合にあっては、補助事業(間接交付の場合は、間接補助事業)の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日  
(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日  
2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。  
3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、間接補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。  
4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還

命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(間接補助金の支払い)

第11条 補助事業者は、間接補助事業に係る本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

(提出書類の部数)

第12条 規則及びこの要綱の規定により提出する書類は、緑豊かな自然課又は所管総合事務所の一部を提出するものとする。

(雑則)

第13条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年3月27日から施行し、平成25年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度に実施される事業から適用する。

附 則

この改正は、平成29年5月8日から施行し、平成29年度に実施される事業から適用する。

附 則

この改正は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度に実施される事業から適用する。

附 則

この改正は、平成31年3月26日から施行し、平成31年度に実施される事業から適用する。

附 則

この改正は、令和4年3月30日から施行し、令和4年度に実施される事業から適用する。

別表（第3条関係）

1 対象事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 間接補助率	5 補助率
射撃練習支援	猟銃を使用して有害鳥獣捕獲に従事する者、団体	射撃場に出かけて射撃練習を行うのに要する以下の経費 射撃場利用料、標的代、装弾購入費、旅費	2 / 3	1 / 3
ガバメントハンター育成事業	鳥獣被害対策に携わる市町村職員であって、業務の遂行に資する目的で猟銃を所持しようとする者	猟銃を所持するための所持許可証取得に要する以下の経費 銃砲刀剣類所持等取締法（以下「銃刀法」という。）に規定する申請に係る手数料、各種証明書（戸籍抄本、住民票、身分証明書）取得費用、診断書取得費、証明写真取得費、射撃教習費（受講料、装弾購入）		
散弾銃技能講習受講奨励金	市町村	次の(1)から(3)を対象とする、銃刀法第5条の5第1項の規定に定める技能講習の受講奨励金の交付に要する経費 (1)技能講習受講の対象期間 4月1日から3月31日まで (2)交付対象者 散弾銃を使用して有害鳥獣捕獲に従事する者 (3)経費 射撃場利用料、標的代、装弾購入費	-	1 / 2 (1人当たり3,000円を限度とする。)

様式第1号(第4条、第10条関係)

年度鳥取県射撃環境改善事業計画(報告)書

1 事業の目的

2 事業計画(報告)書

(1) 事業総括表

(単位:円)

対象事業区分	事業費	補助対象 経 費	経 費 内 訳		
			県補助金	市町村費	そ の 他
射撃練習支援					
ガバメントハンター育成事業					
散弾銃技能講習受講奨励金					
計					

(2) 事業計画明細書

ア 射撃練習支援

事業 実施 主体	事業の内容			経費内訳		
	実施(予定)の 日	射撃場名	事業費	県補助 金	市町村 費	その他
			円	円	円	円
計						

イ ガバメントハンター育成事業

事業実 施主体	実施(予定)の日	経費の内容	事業費	経費内訳		
				県補助 金	市町村 費	その他
	年 月 日		円	円	円	円
計						

ウ 散弾銃技能講習受講奨励金

事業 実施 主体	事業の内容				経費内訳		
	受講者	射撃場名	受講(予定) 日	事業費	県補助 金	市町村 費	その他
				円	円	円	円
計							

3 補助事業完了(予定)年月日

年 月 日

4 他の補助金の活用の有無（有・無）

活用する補助金名	事業内容	問い合わせ先

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

5 消費税の取り扱い

一般課税業者・簡易課税事業者・免税事業者 ※該当するものに○をしてください。

※仕入控除税額を補助対象経費に含めることができる補助事業以外の場合については、記載しなくてもよい。

年度鳥取県射撃環境改善事業収支予算(決算)書

1 歳入予算(決算) (単位:円)

区分	予算額	決算(見込み)	差引	備考
県補助金				
市町村費				
その他				
計				

2 歳出予算(決算) (単位:円)

区分	予算額	決算(見込み)	差引	備考
計				

注 歳出予算(決算)の各欄は、細事業ごとに各経費を分けて記載すること。

年 月 日

様

職 氏 名 印

年度鳥取県射撃環境改善事業補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県射撃環境改善事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、「鳥取県射撃環境改善事業」とし、その内容は、申請書記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- |           |   |   |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県射撃環境改善事業補助金交付要綱（平成25年3月27日付第201200201268号鳥取県生活環境部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第4条3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様

職 氏 名 印

年度鳥取県射撃環境改善事業補助金仕入控除税額確定報告書

年 月 日付第 号により交付決定があった鳥取県射撃環境改善事業補助金について、補助金交付要綱第10条第4項規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 鳥取県補助金等交付規則第18条に基づく額の確定額又は事業実績報告額

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 円

（注）別紙として返還額に係る積算の内訳を添付すること。